

平成 24 年 8 月 31 日

総務大臣

川端 達夫様

一般社団法人 公立大学協会

会長 奥野 武俊(大阪府立大学長)

公立大学に関する地方交付税措置についての要望

公立大学は、我が国の高等教育の重要な一翼を担っており、82 校が地域の要請に応じた教育研究活動を推進しています。

しかしながら、公立大学を取り巻く財政事情は極めて厳しいものとなっています。例えば依然として続く世界不況の中、震災以降さらに需要が増している学生への経済的支援に関しても、国立・私立大学は文部科学省からの運営費交付金及び私学助成での支援措置がある一方で、公立大学に対する国からの支援は地方交付税措置が唯一の支えとなっています。

国の成長戦略や人材育成に関する様々な検討の中で、学生の学修時間の確保や主体的に学ぶ教育環境の整備が強く求められております。これらの事情を考えれば、現在の公立大学の単位費用の設定については公立大学が適正な機能を果たすうえで十分なものとは言えません。

また、公立大学は、地域への貢献を主眼とした大学設置、学部改組を継続して行ってきました。例えば、人文社会学系では、近隣する国立大学では未整備となっている学部や分野について、地域の要請に基づいて、少人数教育や国際化対応により充実した教育が実施できるように設置したり、看護系では、地域医療の人材不足対応として、過疎地医療、高齢者医療等に力を入れた大学や学部を設置するなど、公立大学としての使命を果たすように整備されてきたところです。しかし、現状の単位費用における学部別分類については、医学部、歯学部などは細分化されているものの、「文系学部」「理科系学部」など特色となる学部も大括りとされているため、地域への貢献を主眼とした公立大学の特性や実態を反映したものとは必ずしもなっていないところです。

これらの事情についてご理解いただき、平成 25 年度予算編成においては、以下のとおり要望いたしますので、ご高配のほどよろしくお願ひ致します。

【要望事項】

- 公立大学の教育機能を支える地方交付税措置において、公立大学の学生 1 人当たりの単位費用を公立大学がその機能を発揮できるよう、適正な額に設定すること。
- 文科系や看護系など公立大学の特性を反映した学部別分類のもとに適切な単位費用の設定を行うこと。